

新型コロナウイルス感染症に関する県の基本方針等

※イベントの中止等の文化芸術施策に関連するもの（抜粋）

※区分

基本方針：「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」

対処方針：「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」

実施方針：「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（5月25日をもって廃止）

月日	区分	内容	期間等	備考
2. 18	庁内向け通知	くらし安全防災局長ほか「新型コロナウイルス県内感染まん延防止の取組方針」 ○不要不急のイベント等は規模の縮小、時間短縮、延期、中止等を検討		
2. 26	基本方針	不特定多数の方が集まるイベント等は原則中止・延期	2月26日～3月15日	
3. 11	基本方針	〃	2月26日～ <u>3月31日</u>	
3. 24	基本方針	〃	2月26日～ <u>4月24日</u>	
3. 30	対処方針	○県民への広報：イベントの延期や中止、開催方法の工夫などの検討 ○県機関の取組：イベントの中止、延期、縮小		
4. 6	基本方針	○不特定多数の方が集まるイベント等は原則中止・延期 ○県民の外出を誘引する県民利用施設の閉館	2月26日～ <u>8月31日</u>	
4. 7	緊急事態宣言	新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令		
4. 7	実施方針	○施設の利用の制限を外出自粛の効果を確認しながら、クラスターの発生状況を見極めて実施する（学校は5月6日まで制限）。 ○8月末まで県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。	措置期間 4月7日～5月6日	
4. 10	実施方針	○施設の使用停止・催物の開催の停止要請（4月11日～5月6日）：学校に加え、劇場等の使用停止・催物の開催の停止を要請。 ○8月末まで県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。	措置期間 4月7日～5月6日	
5. 5	実施方針	○施設の使用停止・催物の開催の停止要請（4月11日～ <u>5月31日</u> ） ○8月末まで県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。	措置期間 4月7日～ <u>5月31日</u>	
5. 25	緊急事態宣言	新型インフルエンザ等緊急事態宣言の解除		

月日	区分	内容	期間等	備考
5.25	対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ○段階的な休業要請の解除 ○イベント自粛の段階的な解除（5月27日～： 屋内50%100人、屋外十分な間隔200人） ○感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせ システムの運用 ※実施方針は5月25日をもって廃止		
5.25	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせ システムの活用 ○県民利用施設：閉館の規定を削除 ○イベント等：原則中止・延期 	イベント 8月31日まで	
6.18	対処方針	イベント自粛の段階的な解除 <u>（6月19日～：屋内 50%1,000人、屋外 十分 な間隔1,000人）</u>		
7.8	国からの 事務連絡	内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進 室長「7月10日以降における都道府県の対応 について」 ○全国的なイベント 又は 2,000人を超える施 設⇒都道府県との事前相談		
7.9	対処方針	イベント自粛の段階的な解除 <u>（7月10日～：屋内 50%5,000人、屋外 十分 な間隔5,000人）</u>		
7.9	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント等：原則中止・延期 ※神奈川警戒アラート指標の見直し	イベント 令和3年3月31日まで	
7.17	アラート	神奈川警戒アラートの発出 感染拡大注意（黄信号）		
7.29	対処方針	イベント自粛の段階的な解除 <u>（8月1日から上限なしに移行する予定で あったが、原状維持（屋内 50%5,000人、屋 外 十分な間隔5,000人）</u>		
8.7	知事メッ セージ	MASK（マスク・アルコール消毒・遮蔽・ 距離）を呼びかけ		

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定
令和2年4月7日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月25日改定
令和2年7月9日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

施設管理者は、類似する業態の団体が作成した業種別ガイドライン及び県作成のガイドライン等に基づく感染防止対策を実施し、「感染防止対策取組書」を掲示するとともに、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを複数の箇所に掲示したうえで、順次運営を再開する。

なお、利用者を特定できる施設については、後に利用者の感染が確認された場合に備えて、利用時刻・利用者氏名・連絡先の把握に努める。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切

りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「県立学校における今後の教育活動について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和3年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元コードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

県立学校における今後の教育活動について

(令和2年7月9日現在)

＜県立高等学校・中等教育学校における7月13日以降の教育活動について＞

- 6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施期間の前倒しの予定について(通知)」において、「7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内の感染状況が現状と同程度である場合は、7月6日(月)から実施予定の「時差短縮Ⅱ」*¹の期間を1週間に短縮し、7月13日(月)から「通常登校」に移行する。」としていた。

*¹…生徒は毎日登校、9:20 授業開始、40分×6時間、昼食あり、完全下校 16:30

- 県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については、生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日(月)から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施する。

- ・朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」(授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。)を実施
- ・「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断
- ・公共交通機関の状況から、上記により難しい場合は、教育委員会と協議
- ・「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。

- 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数*²で実施

*²…学習指導要領により、50分授業、6時間実施が標準とされているが、65分授業で5時間の学校や、100分授業で4時間の学校などもある

- 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」(7月3日付けで通知)等に基づき実施する。

- 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。

＜県立特別支援学校における今後の教育活動について＞

- 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定の通りとする。

【県立高等学校・中等教育学校における通常登校までのスケジュール】

再開の段階	当初予定の期間	変更後の予定期間 (6月24日時点)	変更後の予定期間 (7月9日時点)	教育活動の概要	生徒数	始業 (授業開始)
分散登校Ⅱ	6月22日(月曜日) から 6月27日(土曜日) まで	当初予定の通り	当初予定の通り	生徒は週3回登校 40分×3時間 午前・午後に学年の半数 ずつ登校 在校時間は3時間以内、 昼食なし	20名/室	午前部 9:50 午後部 13:00
時差短縮Ⅰ	6月29日(月曜日) から 7月4日(土曜日) まで	当初予定の通り	当初予定の通り	生徒は毎日登校 40分×3時間 在校時間は4時間以内、 昼食可	40名/室	9:50
時差短縮Ⅱ	7月6日(月曜日) から 8月29日(土曜日) まで	7月6日(月曜日) から 7月11日(土曜日) まで	7月6日(月曜日) から 7月11日(土曜日) まで	生徒は毎日登校 40分×6時間 昼食あり 完全下校 16:30	40名/室	9:20
通常登校	8月31日(月曜日) から	7月13日(月曜日) から	時差通学により 7月13日(月曜日) から	生徒は毎日登校(土曜は 学校の判断) 50分×6時間(学校に よる) 昼食あり	40名/室	概ね9:20 以降 ※通常は 8:50

《「通常登校」と「時差通学+通常登校」の違い(例)》

通常登校		時差通学+通常登校	
(SHR)	8:40~	(SHR)	9:10~
1校時	8:50~9:40	1校時	9:20~10:10
2校時	9:50~10:40	2校時	10:20~11:10
3校時	10:50~11:40	3校時	11:20~12:10
4校時	11:50~12:40	昼休み	12:10~12:55
昼休み	12:40~13:25	4校時	12:55~13:45
5校時	13:25~14:15	5校時	13:55~14:45
6校時	14:25~15:15	6校時	14:55~15:45
(SHR)	15:15~15:20	(SHR)	15:45~15:50
完全下校	19:00	完全下校	19:00

※ 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すこと
を含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和 2 年 3 月 30 日策定

令和 2 年 5 月 25 日改定

令和 2 年 6 月 18 日改定

令和 2 年 7 月 9 日改定

令和 2 年 7 月 17 日改定

令和 2 年 7 月 29 日改定

令和 2 年 8 月 7 日改定

令和 2 年 8 月 19 日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に 4 月 7 日に出された緊急事態宣言は 5 月 25 日に解除された。県は、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNS など、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3 つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況や神奈川警戒アラートの指標の動向については、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベント自粛の段階的な解除（別紙）

- 7月10日午前0時をもって、屋内・屋外ともに5,000人以下のイベントについて自粛の要請を解除する。ただし、屋内で行うイベントについては、収容定員に対する参加人数の割合を半分以内とするように求める。
なお、5,000人を超えるイベントの自粛の要請の解除については、(別紙)「3 緊急事態宣言解除後のイベント開催について」に沿って、解除を検討する。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。
- ステージの状況に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「講ずべき施策の提案」を踏まえ、必要な対応を検討する。
- 県は(別紙)「2 神奈川警戒アラート指標」に示す基準に達した場合、神奈川警戒アラートを発出する。
- 神奈川警戒アラートを発出した場合は、県民に「感染防止対策取組書」が掲げられていない場所に行かないことを要請するとともに、事

業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

イ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、改めて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入による PCR 検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。
- 医療提供体制については、感染状況がステージⅢに移行することが

見込まれる段階で、医療機関に対して病床拡大の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、2週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 4月7日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は、緊急事態宣言解除に伴い5月25日をもって廃止する。
- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制	感染の状況			クラスター発生状況
	①病床のひっ迫具合			③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合	⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況
	病床全体	うち重症患者用						
ステージⅢの指標	最大確保病床の占有率 20%以上 (388 床)	最大確保病床の占有率 20%以上 (40 床)	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上 (1,383 人)	10%	15 人/10 万人/週 以上 (1,383 人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージⅡの指標	最大確保病床の占有率 50%以上 (970 床)	最大確保病床の占有率 50%以上 (100 床)	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上 (2,304 人)	10%	25 人/10 万人/週 以上 (2,304 人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 神奈川警戒アラート指標

クラスターによる新規陽性患者数を含めて 33 人 (人口 10 万人当たり感染者数 2.5 人(週)に相当する 230 人の 1 週平均数) 以上となった場合、翌日までには「神奈川警戒アラート」を発出する。

3 緊急事態宣言解除後のイベントの開催について

時期		収容率	人数上限
小規模イベントについて 自粛要請の解除 (5月27日～)	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔	200人
中規模イベントについて 自粛要請の解除 (6月19日～)	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔	1000人
大規模イベントについて 自粛要請の解除 (7月10日～)	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔	5000人
(国の動向を踏まえて 検討)	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。

※ その他、コンサート、展示会、プロスポーツ、お祭り・野外フェス等のイベント開催については、国の考え方に準じる。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。